

羽島市告示第 107号の2

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条の規定により羽島市民プールの整備・運営事業を特定事業として選定したので、同法8条の規定により、別紙のとおり特定事業の選定に係る評価の結果及び内容を公表する。

平成13年11月12日

羽島市長 吉田三郎

特定事業の選定に係る評価の結果及び内容

事業概要 羽島市民プールは、クリーンセンターから発生する余熱を利用して、温水プールとして利用してきましたが、クリーンセンターの閉鎖により新たな熱源を確保する必要があります。また、熱源の確保と同時に、現在の施設の一部をリニューアルし、市民の利用し易い施設形態に整備します。

第1 評価の結果

羽島市民プール施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することにより、羽島市（以下「市」という。）が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約22%縮減することが期待できるとともに、公共サービスの水準の向上を期待することができる。

上記の評価を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適当と認められるため、PFI法に基づく特定事業として選定する。

第2 評価の内容

1 評価方法

- (1) 本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できること、又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの向上を期待できることを選定の基準とした。
- (2) 上記の財政負担の算定に加えて、本事業をPFI事業として実施する場合における公共サービスの水準について、定性的な評価を行った。

2 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を、市が直接実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり設定した主な前提条件は次のとおりである。

市の財政負担額算定の前提条件

	市が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	(1)建設費（整備費） (2)工事管理費 (3)プール運営費	(1)割賦料 (2)工事管理費 (3)維持管理委託費
共通の条件	(1)事業期間 10年間 施設改修規模 ボイラーの設置付帯工事 ロッカー室トイレ改修 スタジオ新設、トレーニングジム新設(機械込み)、空調機器設置、サウナ・ジャグジー・デッキフロア設置 温水プール天井設置（投光器設置）、断熱壁増設、人工芝張替え、駐車場整備・夜間照明設置 管理棟雨漏り修理、変電設備改修（改修室の電気器具取替え、スタジオ、トレーニングジムは既設の会議室、食堂、調理室（撤去）の間仕切りを変更して適宜計画）50m プール塗装	
資金調達に関する事項	(1)一般財源 (2)起債	(1)出資金 (2)金融銀行借入

建設・整備費に関する事項	市及び同種の公共施設の実績並びに近年の物価水準等を勘案して設定	市が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理費・運営費に関する事項	今までの実績を踏まえて設定	市が直接実施する場合に比べて、一定割合の縮減が実現するものとして設定

3 財政負担額の比較

上記前提条件に基づく財政負担額について、市が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合の財政負担額を100とする指標により比較している。

財政負担額の指標

市が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
100	78

4 公共サービスの水準の評価

本事業をPFI事業として実施することにより、以下に示すような公共サービスの水準の向上を期待することができる。

- (1) 温水プールの運営に民間事業者が有する専門的な知識やノウハウを活用することにより、利用者のニーズ及びその変化に対応した良質で多様なサービスを柔軟に提供することが期待できる。
- (2) 本事業における施設整備、維持管理・運営に係る業務を民間事業者に一括して委託することにより、施設の効率的かつ機能的な運営が期待できる。